



障事第1965号

平成31年3月8日

各指定障害児通所支援事業所管理者様

千葉県健康福祉部障害福祉事業課長

(公印省略)

障害児通所支援事業所における市町村又は児童相談所への情報提供について（依頼）

障害福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先日、「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」（平成31年2月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長名通知）が発出され、緊急時に市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う場合において、障害児通所支援事業所における取扱いが示されたところです。

つきましては具体的な内容は下記のとおりとなりますので、障害児通所支援事業所おかれましては取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

なお、市町村（政令市、中核市を除く）及び県児童相談所へは別紙（写）のとおり通知していることを申し添えます。

記

1 定期的な情報提供の対象とする児童及び情報提供の方法等について

市町村及び児童相談所から対象の児童について情報提供の依頼があった時は照会事項について定期的に情報提供を行うこと。

参考：添付資料「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」

2 緊急時における情報提供等の対応について

定期的な情報提供の対象とする児童のうちサービスの利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。ただし、当該児童が利用又は通学している学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等保護者以外から児童の状況の確認ができた場合は上記の取扱いをしないことができる。

参考：添付資料「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」

※その他不自然な外傷がある、幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

【担当班】 障害福祉事業課療育支援班

TEL 043-223-2336